

答 申 第 2 7 号
平成15年9月30日

青森県監査委員 殿

青森県情報公開審査会
会 長 石 田 恒 久

青森県情報公開条例第17条第1項の規定による諮問について（答申）

平成14年10月24日付け青監査第94号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

青森県下水道公社監査復命書（平成11年度実施）等に係る一部開示決定処分に対する異議申立てについての諮問

第 1 審査会の結論

青森県監査委員は、不開示とした部分について、別記 1 の部分を開示することが妥当である。

第 2 諮問事案の概要

1 行政文書開示請求

異議申立人は、平成14年8月2日、青森県監査委員（以下「実施機関」という。）に対し、青森県情報公開条例（平成11年12月青森県条例第55号。以下「条例」という。）第5条の規定により、「平成9年度～平成13年度の間実施した旧下水道公社に係わる監査復命書。（ただし、直近の1年分。）」及び「平成9年度から平成13年度の間実施した下水道課（現都市計画課）に係わる監査復命書。（ただし、下水道事業特別会計部分）」について、行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対して、「平成11年度実施青森県下水道公社監査復命書」及び「監査復命書 平成9年度から平成13年度まで実施分」（以下「本件行政文書」という。）を対象行政文書として特定した上で、本件行政文書について、次のとおり一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成14年8月21日、異議申立人に通知した。

(1) 「平成11年度実施青森県下水道公社監査復命書」（以下「下水道公社監査復命書」という。）について

ア 「平成10年度退職手当引当金」の「公社採用年月日」欄、「勤続年数」欄、「号給」欄、「給料月額」欄及び「退職手当額」欄に記録されている情報並びに「平成10年度退職手当計算書」の「公社採用年月日」欄、「11.3.31現在勤続年数」欄、「号給」欄、「給料月額」欄及び「退職手当額」欄に記録されている情報（以下「平成10年度退職手当引当金」等に記録されている情報」という。）を条例第7条第3号に該当するとして、不開示とした。

イ 「未払金明細表」の「債権者」欄に記録されている財団法人青森県下水道公社（以下「下水道公社」という。）の臨時職員の氏名を条例第7条第3号に該当するとして、不開示とした。

(2) 「監査復命書 平成9年度から平成13年度まで実施分」(以下「下水道課監査復命書」という。)について

ア 「旅費に関する調」の宿泊場所欄及び住所・電話欄に記録されている情報並びに「旅費に関する調」に添付されている領収書(写し)に記録されているホテル名及びホテルが特定される情報(以下「旅費に関する調」に記録されている宿泊場所等」という。)を条例第7条第3号に該当するとして、不開示とした。

イ 「賃金支給額調」等に記録されている県土木部下水道課の臨時職員の氏名を条例第7条第3号に該当するとして、不開示とした。

ウ 「監査結果概要」及び「監査調書」等に記録されている法人等の名称を条例第7条第4号に該当するとして、不開示とした。

3 異議申立て

異議申立人は、平成14年10月15日、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消すとの決定を求めるといものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張している異議申立ての理由は、異議申立書及び反論書によると、おおむね、次のとおりであると認められる。

(1) 本件行政文書は、いずれも支出決済文書等のものであり、そこに記録されている情報は、外形的な事実にすぎないもので、個別具体的な内容が明らかにされるものではない。かかる情報が開示されたからといって、直ちに、不開示決定通知書が挙示する事由のおそれが生ずるわけではない。

(2) 例えば「3号」により「特定の個人が分かるため」を不開示事由としている。氏名は「特定の個人を識別できるもの」ではあるが、その氏名者の「個人に関する情報」は本件行政文書には含まれていない。したがって、氏名らは「3号」に該当しない。「4号」も同様である。

(3) 「岩木川流域下水道負担金」問題は、県による取り過ぎが30億円にも及ぶ県民注目のものであった。

この問題に対して、実施機関は、平成14年9月9日に、都市計画課の定期監査を行ったが、「事業の遂行に当たっては、・・・受益市町村に対し適時その事業情報の開示に努め」るよう意見を付している。

実施機関が「事業情報開示に努めるよう」との見解を持ちながら、「不開示」でもって対処するやり方は理解できるものではない。

実施機関は、県費の適正支出を監査する責務からみても、自らの行った「岩木川流域下水道」事業への重大指摘事項から鑑みても、原則開示で応えるべきである。

(4) 一部不開示の根拠として、条例の第7条第3号及び第4号の条項があげられているが、これらの条項による一部不開示は条例の精神に背くものと解釈する。

不開示の事例に「県職員の出張に係わる宿泊場所等を示すものであり、プライバシーに関する情報であることから不開示とした」がある。

この判断は、アベコベである。求めているものは、県費の適正処理か否かのために、県職員の出張に係わる宿泊場所が開示されるのは当然だという態度である。それを宿泊場所が開示されれば、「プライバシーに関する情報であることから個人に関する情報だ」という見解で不開示では、一体情報公開にいつ、たどりつくのであろうか。

県監査委員の再考を求めたいと思う。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が主張している本件処分の理由は、理由説明書によると、おおむね、次のとおりであると認められる。

1 本件行政文書について

実施機関の事務局職員（以下「事務局職員」という。）が実施する監査は、青森県監査委員監査事務処理要綱（以下「要綱」という。）第4条の規定に基づき、監査委員に命じられて実施する予備監査であるが、予備監査を実施したときは、監査委員に対して、要綱第13条の規定に基づく監査結果報告書又は復命書の提出により復命をすることになっている。

監査結果報告書及び復命書は、被監査側から提出された監査資料のほか、監査実施過程で入手した資料や各監査対象項目の監査結果を記録整理し、監査委員の意思形成の重要な根拠とするものである。

本件行政文書は、監査項目、監査の内容及び指摘事項等の有無等が記録される監査結果概要（要綱第4号様式（その3））、実施機関が要綱第3条の規定に基づき被監査側から予備監査を実施する前にあらかじめ提出させた監査調書及びその他監査に必要な書類等並びに監査過程で必要と判断されて収集された文書の写し等から構成されている。

2 不開示とした記録事項等について

不開示とした記録事項及び不開示とした理由は次のとおりである。

(1) 下水道公社監査復命書について

ア 「平成10年度退職手当引当金」等に記録されている情報

下水道公社の職員氏名については、「他の情報」により明らかであることから開示したが、不開示とした記録事項を公にすることにより特定の個人の職歴及び収入が分かることから、条例第7条第3号の「個人に関する情報」に該当するので不開示とした。

イ 「未払金明細表」の「債権者」欄に記録されている下水道公社の臨時職員の氏名

公にすることにより特定の個人の氏名が分かることから、条例第7条第3号の「個人に関する情報」に該当するので不開示とした。

(2) 下水道課監査復命書について

ア 「監査結果概要」及び「監査調書」等に記録されている法人等の名称

下水道使用料の未納者名であり、公にすることにより法人等又は事業を営む個人の名譽、社会的評価、社会的信頼を損なうことから、条例第7条第4号の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当するので不開示とした。

イ 「旅費に関する調」に記録されている宿泊場所等

県職員の出張に係る宿泊場所等を示すものであり、プライバシーに関する情報であることから条例第7条第3号の「個人に関する情報」に該当するので不開示とした。

ウ 「賃金支給額調」等に記録されている県土木部下水道課の臨時職員の氏名

臨時事務手等の賃金職員の氏名であり、条例第7条第3号の「個人に関する情報」に該当するので不開示とした。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、県民の県政についての知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利につき定めたものである（第1条）が、「原則開示」を理念とする本条例においても、条

例第7条各号において不開示情報が定められており、個人又は法人の権利利益の保護等との調和を図る必要がある。

この趣旨から、当審査会は、「原則開示」の理念に立って条例を解釈し、本件処分において実施機関が不開示とした情報が条例第7条各号に該当するかどうかについて、諮問事案の内容に即し、個別、具体的に判断するものである。

2 本件行政文書について

本件行政文書は、下水道公社及び県土木部下水道課を対象として事務局職員が実施した監査の結果について、監査委員に報告するために作成した復命書であり、「監査結果指摘事項」、「監査結果概要」、「監査調書」及び監査過程で収集された文書の写し等から構成されている。

3 実施機関が不開示とした情報について

実施機関が本件処分により不開示とした情報は、次のとおりである。

(1) 下水道公社監査復命書に記録されている情報

ア 「平成10年度退職手当引当金」等に記録されている情報

イ 「未払金明細表」の「債権者」欄に記録されている下水道公社の臨時職員の氏名

(2) 下水道課監査復命書に記録されている情報

ア 「賃金支給額調」等に記録されている県土木部下水道課の臨時職員の氏名

イ 「旅費に関する調」に記録されている宿泊場所等

ウ 「監査結果概要」及び「監査調書」等に記録されている法人等の名称

4 条例第7条第3号の該当性について

実施機関は、条例第7条第3号に該当するとして、3の(1)並びに(2)のア及びイを不開示としているので、以下、同号の該当性について検討する。

(1) 条例第7条第3号本文の該当性について

条例第7条第3号本文は、不開示情報として、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害

するおそれがあるもの」を規定している。

3の(1)並びに(2)のア及びイは、いずれも個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、同号本文に該当すると認められる。

(2) 同号ただし書の該当性について

実施機関は、3の(1)並びに(2)のア及びイについて、同号本文に該当するとして、不開示としている。

しかし、同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「イ 法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」又は「ハ 当該個人が公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報はその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職、氏名（警察職員（警察法（昭和29年法律第162号）第34条第1項又は第55条第1項に規定する職員をいう。）の氏名を除く。）及び当該職務遂行の内容に係る部分」に該当する場合は、開示すると定めている。

そこで、以下、同号ただし書の該当性について検討する。

ア 3の(1)について

これらの情報が同号ただし書ロ及びハに該当しないことは明らかであるので、以下、同号ただし書イの該当性について検討する。

(ア) 「平成10年度退職手当引当金」等に記録されている情報について

これらの情報のうち、「平成10年度退職手当引当金」及び「平成10年度退職手当計算書」の「公社採用年月日」欄に記録されている情報は、監査対象年度において下水道公社に在職していた役職員の採用年月日であるが、同公社における役職員（臨時職員を除く。以下同じ。）の採用等の人事異動の状況は、県により公表されていたことから、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であり、同号ただし書イに該当すると認められる。

また、「平成10年度退職手当引当金」の「勤続年数」欄及び「平成10年度退職手当計算書」の「11.3.31現在勤続年数」欄に記録されている勤続年数は、「公社採用年月日」欄に記録されている役職員の採用年月日を公にすることに伴い明らかとなることから、同号ただし書イに該当すると認められる。

しかし、「平成10年度退職手当引当金」の「号給」欄、「給料月額」欄及び「退職手当額」欄に記録されている情報並びに「平成10年度退職手当計算書」の「号給」欄、「給料月額」欄及び「退職手当額」欄に記録されている情報については、本件処分において役職員の氏名が開示されており、これらを開示することにより、特定の個人の収入額が明らかとなるが、これを公にする慣行はなく、また、公にすることが予定されているものでもないことから、同号ただし書イに該

当しないと認められる。

なお、実施機関は、「平成10年度退職手当計算書」の「計算内訳」欄に記録されている情報を不開示としているが、当該情報は、「平成10年度退職手当計算書」の「退職手当額」欄に記録されている情報の積算根拠であり、「平成10年度退職手当計算書」の「退職手当額」欄に記録されている情報と同様、同号ただし書イに該当しないと認められる。

(イ) 「未払金明細表」の「債権者」欄に記録されている下水道公社の臨時職員の氏名について

当該氏名は、県が発行し、一般に販売されている職員録への掲載等により公にされていないことなどから、同号ただし書イに該当しないと認められる。

イ 3の(2)のア及びイについて

これらの情報が同号ただし書ロに該当しないことは明らかであるので、以下、同号ただし書イ及びハの該当性について検討する。

(ア) 「賃金支給額調」等に記録されている県土木部下水道課の臨時職員の氏名について

「賃金支給額調」等に記録されている情報は、臨時職員の公務員としての職務に関連する情報ではあるが、当該臨時職員の具体的な職務の遂行と直接の関連を有しない情報であり、職務の遂行に係る情報ではないことから、当該氏名については、同号ただし書ハに該当しないと認められる。

また、当該氏名は、県が発行し、一般に販売されている職員録への掲載等により公にされていないことなどから、同号ただし書イに該当しないと認められる。

(イ) 「旅費に関する調」に記録されている宿泊場所等について

これらの情報は、「旅費に関する調」に記録されている県職員の職務に関連する情報であるが、当該職員の具体的な職務の遂行と直接の関連を有しない情報であり、職務の遂行に係る情報ではないことから、同号ただし書ハに該当しないと認められる。

また、出張時における宿泊施設の選択は、職員の意に任されているものであり、宿泊施設の名称並びに宿泊施設の住所及び電話番号等、宿泊施設が特定されるこれらの情報は、職員の私的な情報であり、公にする慣行がないことなどから、同号ただし書イに該当しないと認めるのが相当である。

5 条例第7条第4号の該当性について

実施機関は、条例第7条第4号に該当するとして3の(2)のウを不開示としているの

で、以下、同号の該当性について検討する。

(1) 条例第7条第4号は、不開示情報として、「法人その他の団体（県、国及び県以外の地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」と規定している。

(2) 3の(2)のウは、下水道使用料の滞納者名であり、開示することにより、特定の法人等又は事業を営む特定の個人が下水道使用料を滞納した事実が明らかとなるものである。

当該法人等又は当該個人のうち、破産又は廃業し、事業活動を行っていない法人等であると認められる別記1の(2)については、下水道使用料を滞納した事実が明らかとされても、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがないことから、同号本文に該当しないと認められる。

しかし、別記1の(2)以外の法人等又は事業を営む個人については、事業活動を行っており、下水道使用料を滞納した事実が明らかとされることにより、事業活動上の評価又は信用が低下し、取引条件の変更を求められたり、取引を停止されるなどの重大な不利益をもたらす可能性が十分にあり、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、同号本文に該当すると認められる。なお、同号ただし書に該当しないと認められる。

6 結論

以上のとおり、本件処分において不開示とされた情報には、条例第7条第3号又は条例第7条第4号に該当する情報が記録されているので、これらの情報を除き開示すべきであり、第1のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記2のとおりである。

別記 1

開示すべき部分

- (1) 下水道公社監査復命書のうち、「平成10年度退職手当引当金」に記録されている「公社採用年月日欄」及び「勤続年数」欄並びに「平成10年度退職手当計算書」に記録されている「公社採用年月日」欄及び「11.3.31現在勤続年数」欄の各欄に記録されている情報
- (2) 下水道課監査復命書のうち、「監査結果概要」及び「監査調書」等に記録されている法人等の名称であって、次表に掲げるもの

文書名	該当する部分	
監査復命書 (平成9年度 実施分)	監査結果概要等 監査項目が「使用料及び手数料」 である「監査結果概要」 (上から3枚目のもの)	「指摘事項等の有無」欄の5行目に記録されているもの
	(ウ)収入未済額、不能欠損額の 内訳調	「未納者氏名」欄の2行目、3行目及び4 行目に記録されているもの
	十和田湖特定環境保全公共下水道 使用料(未納者・未納額)	「未納者」欄の1行目、3行目及び4行目 に記録されているもの
	平成8年度監査調書 (ウ)収入未済額、不能欠損額の 内訳調	「未納者氏名」欄の2行目、3行目及び4 行目に記録されているもの
監査復命書 (平成10年度 実施分)	監査結果概要等 十和田湖特定環境保全公共下水道 使用料収入未済について	「未納者」欄の1行目、2行目及び3行目 に記録されているもの
	平成9年度監査調書 (ウ)収入未済額、不能欠損額の 内訳調	「未納者氏名」欄の2行目、3行目及び4 行目に記録されているもの
監査復命書 (平成11年度 実施分)	監査結果概要等 過年度分十和田湖特定環境保全 公共下水道使用料未納者一覧表	「未納者」欄の6行目、7行目及び8行目 に記録されているもの
	(ウ)収入未済額、不能欠損額の 内訳調	「未納者氏名」欄の2行目、3行目及び4 行目に記録されているもの
	平成10年度監査調書 (ウ)収入未済額、不能欠損額の 内訳調	「未納者氏名」欄の2行目、3行目及び4 行目に記録されているもの
監査復命書 (平成12年度 実施分)	(ウ)収入未済額、不能欠損額の 内訳調	「未納者氏名」欄の2行目及び3行目に記 録されているもの
	平成11年度監査調書 (ウ)収入未済額、不能欠損額の 内訳調	「未納者氏名」欄の2行目及び3行目に記 録されているもの
監査復命書 (平成13年度 実施分)	監査結果概要等 監査項目が「不能欠損」である 「監査結果概要」	左の文書に記録されているもの
	(ウ)収入未済額、不能欠損額の 内訳調	「未納者氏名」欄の2行目及び3行目に記 録されているもの
	平成12年度監査調書 (ウ)収入未済額、不能欠損額の 内訳調	「未納者氏名」欄の2行目及び3行目に記 録されているもの

注 行数は、情報(枠線及び罫線を含まない。)が記録されている行を上から数えたものである。

別記2

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
平成14年10月24日	・実施機関からの諮問書を受理した。
平成14年11月21日	・実施機関からの理由説明書を受理した。
平成14年11月25日 (第76回審査会)	・審査を行った。
平成15年1月16日	・異議申立人からの反論書を受理した。
平成15年1月21日 (第78回審査会)	・審査を行った。
平成15年2月18日 (第79回審査会)	・審査を行った。
平成15年3月26日 (第80回審査会)	・審査を行った。
平成15年4月22日 (第81回審査会)	・審査を行った。
平成15年5月21日 (第82回審査会)	・審査を行った。
平成15年6月23日 (第83回審査会)	・審査を行った。
平成15年7月24日 (第84回審査会)	・審査を行った。
平成15年8月26日 (第85回審査会)	・審査を行った。
平成15年9月25日 (第86回審査会)	・審査を行った。

(参考)

青森県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏名	役職名等	備考
安藤 清美	青森中央学院大学経営法学部専任講師	
石岡 隆司	弁護士	
石田 恒久	弁護士	会長
加藤 勝康	青森公立大学学長	会長職務代理者 (平成15年3月31日委員退任)
西村 恵美子	青森県読書団体連絡協議会会長	会長職務代理者 (平成15年4月22日会長職務代理者就任)
平井 卓	青森大学経営学部教授	(平成15年4月1日委員就任)